



公益社団法人日本精神科病院協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長 (公印省略)

「労働者の心身の状態に関する情報の適切な取扱いのために事業者が講ず べき措置に関する指針の一部を改正する件」の周知について

労働基準行政の運営につきましては、日頃より格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

労働者の心身の状態に関する情報の適切な取扱いのために事業者が講ずべき 措置に関する指針(平成 30 年 9 月 7 日労働者の心身の状態に関する情報の適 正な取扱い指針公示第 1 号。以下「指針」という。)について、事業者による労 働者の健康確保措置の実施にあたり、労働者の心身の状態に関する情報(以下 「心身の状態の情報」という。)が適切に取り扱われるよう、別紙 1 のとおり指 針の改正を行い、令和 4 年 4 月 1 日から適用することとしました。

改正の趣旨及び内容は下記のとおりですので、別紙2の改正後の指針に基づき、心身の状態の情報が適正に行われるよう、傘下の団体、会員事業場等の関係者に対する周知方ご協力をお願いいたします。

記

1 改正の趣旨

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)第104条第1項及び第2項において、事業者は、心身の状態の情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、労働者の健康の確保に必要な範囲内で労働者の心身の状態の情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならないこととするとともに、労働者の心身の状態の情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならないこととしております。

また、同条第3項の規定では、厚生労働大臣は、事業者が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとされており、当該規定に基づき、心身の状態の情報の取扱いに関する原則、事業者が策定すべき取扱規程の内容、策定の方法、運用等に関して、指針を公表しております。

指針においては、心身の状態の情報の取扱いに関する原則を踏まえて、事業場ごとに衛生委員会又は安全衛生委員会を活用して労使関与の下で、健康確保措置に必要な心身の状態の情報の範囲及び適切な取扱いの内容を検討して定め、適切な運用を図ることを求めております。

今般、健康保険法(大正11年法律第70号)の一部が改正され、令和4年1月1日より、保険者が保健事業を実施する上で必要と認めるときに、事業者に対して労働者の健診情報の提供を求めることができることとなった。また、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)により、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)等の一部が改正され、令和4年4月1日より施行されることとなったところです。

これらの改正内容を踏まえ、指針において示す心身の状態の情報の取扱いに 関する原則等について、所要の改正を行うものです。

2 改正の内容

(1) 心身の状態の情報の取扱いの原則(情報の性質による分類)関係 心身の状態の情報のうち健康診断の結果について、医療保険者から健康 保険法第150条第2項等に基づく健康診断に関する記録の写しの提供の求 めがあった場合に、事業者が当該記録の写しを医療保険者に提供する場合 には、第三者提供に係る本人の同意が不要であることを追加しました。

(2) その他

個人情報保護法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行いました。

「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」新旧対照表

改正後

労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措 置に関する指針

平成30年9月7日 労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い指針公示第1号 改正 令和4年3月31日 労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い指針公示第2号

1 趣旨・総論

事業者が、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき実施する健康 診断等の健康を確保するための措置(以下「健康確保措置」という。)や任 意に行う労働者の健康管理活動を通じて得た労働者の心身の状態に関する情 報(以下「心身の状態の情報」という。)については、そのほとんどが個人 情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第3項に規定する「要 配慮個人情報」に該当する機微な情報である。そのため、事業場において、 労働者が雇用管理において自身にとって不利益な取扱いを受けるという不安 を抱くことなく、安心して産業医等による健康相談等を受けられるようにす るとともに、事業者が必要な心身の状態の情報を収集して、労働者の健康確 保措置を十全に行えるようにするためには、関係法令に則った上で、心身の 状態の情報が適切に取り扱われることが必要であることから、事業者が、当 該事業場における心身の状態の情報の適正な取扱いのための規程(以下「取 极規程 (という。)を策定することによる当該取扱いの明確化が必要である。 こうした背景の下、労働安全衛生法第104条第3項及びじん肺法(昭和35年法 律第30号) 第35条の3第3項に基づき公表する本指針は、心身の状態の情報 の取扱いに関する原則を明らかにしつつ、事業者が策定すべき取扱規程の内 容、策定の方法、運用等について定めたものである。

その上で、取扱規程については、健康確保措置に必要な心身の状態の情報 の範囲が労働者の業務内容等によって異なり、また、事業場の状況に応じて 現行

労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措 置に関する指針

平成30年9月7日 労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い指針公示第1号

1 趣旨・総論

事業者が、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)に基づき実施する健康 診断等の健康を確保するための措置(以下「健康確保措置」という。)や任 意に行う労働者の健康管理活動を通じて得た労働者の心身の状態に関する情 報(以下「心身の状態の情報」という。)については、そのほとんどが個人 情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第3項に規定する「要 配慮個人情報」に該当する機微な情報である。そのため、事業場において、 労働者が雇用管理において自身にとって不利益な取扱いを受けるという不安 を抱くことなく、安心して産業医等による健康相談等を受けられるようにす るとともに、事業者が必要な心身の状態の情報を収集して、労働者の健康確 保措置を十全に行えるようにするためには、関係法令に則った上で、心身の 状態の情報が適切に取り扱われることが必要であることから、事業者が、当 該事業場における心身の状態の情報の適正な取扱いのための規程(以下「取 扱規程」という。)を策定することによる当該取扱いの明確化が必要である。 こうした背景の下、労働安全衛生法第104条第3項及びじん肺法(昭和35年法 律第30号) 第35条の3第3項に基づき公表する本指針は、心身の状態の情報 の取扱いに関する原則を明らかにしつつ、事業者が策定すべき取扱規程の内 容、策定の方法、運用等について定めたものである。

その上で、取扱規程については、健康確保措置に必要な心身の状態の情報 の範囲が労働者の業務内容等によって異なり、また、事業場の状況に応じて 適切に運用されることが重要であることから、本指針に示す原則を踏まえて、 事業場ごとに衛生委員会又は安全衛生委員会(以下「衛生委員会等」という。) を活用して労使関与の下で、その内容を検討して定め、その運用を図る必要 がある。

なお、本指針に示す内容は、事業場における心身の状態の情報の取扱いに 関する原則である。このため、事業者は、当該事業場の状況に応じて、心身 の状態の情報が適切に取り扱われるようその趣旨を踏まえつつ、本指針に示 す内容とは異なる取扱いを行うことも可能である。しかしながら、その場合 は、労働者に、当該事業場における心身の状態の情報を取り扱う方法及び当 該取扱いを採用する理由を説明した上で行う必要がある。

- 2 心身の状態の情報の取扱いに関する原則
- (1) 心身の状態の情報を取り扱う目的

事業者が心身の状態の情報を取り扱う目的は、労働者の健康確保措置の 実施や事業者が負う民事上の安全配慮義務の履行であり、そのために必要 な心身の状態の情報を適正に収集し、活用する必要がある。

一方、労働者の個人情報を保護する観点から、現行制度においては、事業者が心身の状態の情報を取り扱えるのは、労働安全衛生法令及びその他の法令に基づく場合や本人が同意している場合のほか、労働者の生命、身体の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき等とされているので、上記の目的に即して、適正に取り扱われる必要がある。

(2) 取扱規程を定める目的

心身の状態の情報が、労働者の健康確保措置の実施や事業者が負う民事 上の安全配慮義務の履行の目的の範囲内で適正に使用され、事業者による 労働者の健康確保措置が十全に行われるよう、事業者は、当該事業場にお ける取扱規程を定め、労使で共有することが必要である。

- (3) 取扱規程に定めるべき事項 取扱規程に定めるべき事項は、具体的には以下のものが考えられる。
 - ① 心身の状態の情報を取り扱う目的及び取扱方法

適切に運用されることが重要であることから、本指針に示す原則を踏まえて、 事業場ごとに衛生委員会又は安全衛生委員会(以下「衛生委員会等」という。) を活用して労使関与の下で、その内容を検討して定め、その運用を図る必要 がある。

なお、本指針に示す内容は、事業場における心身の状態の情報の取扱いに関する原則である。このため、事業者は、当該事業場の状況に応じて、心身の状態の情報が適切に取り扱われるようその趣旨を踏まえつつ、本指針に示す内容とは異なる取扱いを行うことも可能である。しかしながら、その場合は、労働者に、当該事業場における心身の状態の情報を取り扱う方法及び当該取扱いを採用する理由を説明した上で行う必要がある。

- 2 心身の状態の情報の取扱いに関する原則
- (1) 心身の状態の情報を取り扱う目的

事業者が心身の状態の情報を取り扱う目的は、労働者の健康確保措置の 実施や事業者が負う民事上の安全配慮義務の履行であり、そのために必要 な心身の状態の情報を適正に収集し、活用する必要がある。

一方、労働者の個人情報を保護する観点から、現行制度においては、事業者が心身の状態の情報を取り扱えるのは、労働安全衛生法令及びその他の法令に基づく場合や本人が同意している場合のほか、労働者の生命、身体の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき等とされているので、上記の目的に即して、適正に取り扱われる必要がある。

(2) 取扱規程を定める目的

心身の状態の情報が、労働者の健康確保措置の実施や事業者が負う民事 上の安全配慮義務の履行の目的の範囲内で適正に使用され、事業者による 労働者の健康確保措置が十全に行われるよう、事業者は、当該事業場にお ける取扱規程を定め、労使で共有することが必要である。

- (3) 取扱規程に定めるべき事項 取扱規程に定めるべき事項は、具体的には以下のものが考えられる。
 - ① 心身の状態の情報を取り扱う目的及び取扱方法

- ② 心身の状態の情報を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う心身の状態の情報の範囲
- ③ 心身の状態の情報を取り扱う目的等の通知方法及び本人同意の取得方法
- ④ 心身の状態の情報の適正管理の方法
- ⑤ 心身の状態の情報の開示、訂正等(追加及び削除を含む。以下同じ。) 及び使用停止等(消去及び第三者への提供の停止を含む。以下同じ。) の方法
- ⑥ 心身の状態の情報の第三者提供の方法
- ⑦ 事業承継、組織変更に伴う心身の状態の情報の引継ぎに関する事項
- ⑧ 心身の状態の情報の取扱いに関する苦情の処理
- ⑨ 取扱規程の労働者への周知の方法

なお、②については、個々の事業場における心身の状態の情報を取り扱う目的や取り扱う体制等の状況に応じて、部署や職種ごとに、その権限及び取り扱う心身の状態の情報の範囲等を定めることが適切である。

(4) 取扱規程の策定の方法

事業者は、取扱規程の策定に当たっては、衛生委員会等を活用して労使 関与の下で検討し、策定したものを労働者と共有することが必要である。 この共有の方法については、就業規則その他の社内規程等により定め、当 該文書を常時作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける、イントラ ネットに掲載を行う等の方法により周知することが考えられる。

なお、衛生委員会等を設置する義務がない常時50人未満の労働者を使用する事業場(以下「小規模事業場」という。)においては、事業者は、必要に応じて労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第23条の2に定める関係労働者の意見を聴く機会を活用する等により、労働者の意見を聴いた上で取扱規程を策定し、労働者と共有することが必要である。

また、取扱規程を検討又は策定する単位については、当該企業及び事業 場の実情を踏まえ、事業場単位ではなく、企業単位とすることも考えられ る。

(5) 心身の状態の情報の適正な取扱いのための体制の整備

- ② 心身の状態の情報を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う心身の状態の情報の範囲
- ③ 心身の状態の情報を取り扱う目的等の通知方法及び本人同意の取得方法
- ④ 心身の状態の情報の適正管理の方法
- ⑤ 心身の状態の情報の開示、訂正等(追加及び削除を含む。以下同じ。) 及び使用停止等(消去及び第三者への提供の停止を含む。以下同じ。) の方法
- ⑥ 心身の状態の情報の第三者提供の方法
- ⑦ 事業承継、組織変更に伴う心身の状態の情報の引継ぎに関する事項
- ⑧ 心身の状態の情報の取扱いに関する苦情の処理
- ⑨ 取扱規程の労働者への周知の方法

なお、②については、個々の事業場における心身の状態の情報を取り扱う目的や取り扱う体制等の状況に応じて、部署や職種ごとに、その権限及び取り扱う心身の状態の情報の範囲等を定めることが適切である。

(4) 取扱規程の策定の方法

事業者は、取扱規程の策定に当たっては、衛生委員会等を活用して労使 関与の下で検討し、策定したものを労働者と共有することが必要である。 この共有の方法については、就業規則その他の社内規程等により定め、当 該文書を常時作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける、イントラ ネットに掲載を行う等の方法により周知することが考えられる。

なお、衛生委員会等を設置する義務がない常時50人未満の労働者を使用する事業場(以下「小規模事業場」という。)においては、事業者は、必要に応じて労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第23条の2に定める関係労働者の意見を聴く機会を活用する等により、労働者の意見を聴いた上で取扱規程を策定し、労働者と共有することが必要である。

また、取扱規程を検討又は策定する単位については、当該企業及び事業 場の実情を踏まえ、事業場単位ではなく、企業単位とすることも考えられ る。

(5) 心身の状態の情報の適正な取扱いのための体制の整備

心身の状態の情報の取扱いに当たっては、情報を適切に管理するための 組織面、技術面等での措置を講じることが必要である。

(9) の表の右欄に掲げる心身の状態の情報の取扱いの原則のうち、特に心身の状態の情報の加工に係るものについては、主に、医療職種を配置している事業場での実施を想定しているものである。

なお、健康診断の結果等の記録については、事業者の責任の下で、健康 診断を実施した医療機関等と連携して加工や保存を行うことも考えられる が、その場合においても、取扱規程においてその取扱いを定めた上で、健 康確保措置を講じるために必要な心身の状態の情報は、事業者等が把握し 得る状態に置く等の対応が必要である。

(6) 心身の状態の情報の収集に際しての本人同意の取得

(9)の表の①及び②に分類される、労働安全衛生法令において労働者本人の同意を得なくても収集することのできる心身の状態の情報であっても、取り扱う目的及び取扱方法等について、労働者に周知した上で収集することが必要である。また、(9)の表の②に分類される心身の状態の情報を事業者等が収集する際には、取り扱う目的及び取扱方法等について労働者の十分な理解を得ることが望ましく、取扱規程に定めた上で、例えば、健康診断の事業者等からの受診案内等にあらかじめ記載する等の方法により労働者に通知することが考えられる。さらに、(9)の表の③に分類される心身の状態の情報を事業者等が収集する際には、個人情報の保護に関する法律第20条第2項に基づき、労働者本人の同意を得なければならない。

(7) 取扱規程の運用

事業者は、取扱規程について、心身の状態の情報を取り扱う者等の関係者に教育し、その運用が適切に行われるようにするとともに、適宜、その運用状況を確認し、取扱規程の見直し等の措置を行うことが必要である。

取扱規程の運用が適切に行われていないことが明らかになった場合は、 事業者は労働者にその旨を説明するとともに、再発防止に取り組むことが 必要である。

(8) 労働者に対する不利益な取扱いの防止

事業者は、心身の状態の情報の取扱いに労働者が同意しないことを理由

心身の状態の情報の取扱いに当たっては、情報を適切に管理するための 組織面、技術面等での措置を講じることが必要である。

(9) の表の右欄に掲げる心身の状態の情報の取扱いの原則のうち、特に心身の状態の情報の加工に係るものについては、主に、医療職種を配置している事業場での実施を想定しているものである。

なお、健康診断の結果等の記録については、事業者の責任の下で、健康 診断を実施した医療機関等と連携して加工や保存を行うことも考えられる が、その場合においても、取扱規程においてその取扱いを定めた上で、健 康確保措置を講じるために必要な心身の状態の情報は、事業者等が把握し 得る状態に置く等の対応が必要である。

(6) 心身の状態の情報の収集に際しての本人同意の取得

(9)の表の①及び②に分類される、労働安全衛生法令において労働者本人の同意を得なくても収集することのできる心身の状態の情報であっても、取り扱う目的及び取扱方法等について、労働者に周知した上で収集することが必要である。また、(9)の表の②に分類される心身の状態の情報を事業者等が収集する際には、取り扱う目的及び取扱方法等について労働者の十分な理解を得ることが望ましく、取扱規程に定めた上で、例えば、健康診断の事業者等からの受診案内等にあらかじめ記載する等の方法により労働者に通知することが考えられる。さらに、(9)の表の③に分類される心身の状態の情報を事業者等が収集する際には、個人情報の保護に関する法律第17条第2項に基づき、労働者本人の同意を得なければならない。

(7) 取扱規程の運用

事業者は、取扱規程について、心身の状態の情報を取り扱う者等の関係者に教育し、その運用が適切に行われるようにするとともに、適宜、その運用状況を確認し、取扱規程の見直し等の措置を行うことが必要である。

取扱規程の運用が適切に行われていないことが明らかになった場合は、 事業者は労働者にその旨を説明するとともに、再発防止に取り組むことが 必要である。

(8) 労働者に対する不利益な取扱いの防止

事業者は、心身の状態の情報の取扱いに労働者が同意しないことを理由

として、又は、労働者の健康確保措置及び民事上の安全配慮義務の履行に 必要な範囲を超えて、当該労働者に対して不利益な取扱いを行うことはあ ってはならない。

以下に掲げる不利益な取扱いを行うことは、一般的に合理的なものとはいえないので、事業者は、原則としてこれを行ってはならない。なお、不利益な取扱いの理由が以下に掲げるもの以外のものであったとしても、実質的に以下に掲げるものに該当する場合には、当該不利益な取扱いについても、行ってはならない。

- ① 心身の状態の情報に基づく就業上の措置の実施に当たり、例えば、健康診断後に医師の意見を聴取する等の労働安全衛生法令上求められる適切な手順に従わないなど、不利益な取扱いを行うこと。
- ② 心身の状態の情報に基づく就業上の措置の実施に当たり、当該措置の内容・程度が聴取した医師の意見と著しく異なる等、医師の意見を勘案し必要と認められる範囲内となっていないもの又は労働者の実情が考慮されていないもの等の労働安全衛生法令上求められる要件を満たさない内容の不利益な取扱いを行うこと。
- ③ 心身の状態の情報の取扱いに労働者が同意しないことや心身の状態の情報の内容を理由として、以下の措置を行うこと。
 - (a) 解雇すること
 - (b) 期間を定めて雇用される者について契約の更新をしないこと
 - (c)退職勧奨を行うこと
 - (d) 不当な動機・目的をもってなされたと判断されるような配置転換 又は職位(役職)の変更を命じること
 - (e) その他労働契約法等の労働関係法令に違反する措置を講じること
- (9) 心身の状態の情報の取扱いの原則(情報の性質による分類)

心身の状態の情報の取扱いを担当する者及びその権限並びに取り扱う心身の状態の情報の範囲等の、事業場における取扱いの原則について、労働安全衛生法令及び心身の状態の情報の取扱いに関する規定がある関係法令の整理を踏まえて分類すると、次の表のとおりとなる。

心身の状態の情報の 左欄の分類に該当する 心身の状態の情報の

として、又は、労働者の健康確保措置及び民事上の安全配慮義務の履行に 必要な範囲を超えて、当該労働者に対して不利益な取扱いを行うことはあってはならない。

以下に掲げる不利益な取扱いを行うことは、一般的に合理的なものとはいえないので、事業者は、原則としてこれを行ってはならない。なお、不利益な取扱いの理由が以下に掲げるもの以外のものであったとしても、実質的に以下に掲げるものに該当する場合には、当該不利益な取扱いについても、行ってはならない。

- ① 心身の状態の情報に基づく就業上の措置の実施に当たり、例えば、健康診断後に医師の意見を聴取する等の労働安全衛生法令上求められる適切な手順に従わないなど、不利益な取扱いを行うこと。
- ② 心身の状態の情報に基づく就業上の措置の実施に当たり、当該措置の内容・程度が聴取した医師の意見と著しく異なる等、医師の意見を勘案し必要と認められる範囲内となっていないもの又は労働者の実情が考慮されていないもの等の労働安全衛生法令上求められる要件を満たさない内容の不利益な取扱いを行うこと。
- ③ 心身の状態の情報の取扱いに労働者が同意しないことや心身の状態の情報の内容を理由として、以下の措置を行うこと。
 - (a) 解雇すること
 - (b) 期間を定めて雇用される者について契約の更新をしないこと
 - (c) 退職勧奨を行うこと
 - (d) 不当な動機・目的をもってなされたと判断されるような配置転換 又は職位(役職)の変更を命じること
 - (e)その他労働契約法等の労働関係法令に違反する措置を講じること
- (9) 心身の状態の情報の取扱いの原則(情報の性質による分類)

心身の状態の情報の取扱いを担当する者及びその権限並びに取り扱う心身の状態の情報の範囲等の、事業場における取扱いの原則について、労働安全衛生法令及び心身の状態の情報の取扱いに関する規定がある関係法令の整理を踏まえて分類すると、次の表のとおりとなる。

心身の状態の情報の 左欄の分類に該当する 心身の状態の情報の

分類	心身の状態の情報の例	取扱いの原則	分類	心身の状態の情報の例	取扱いの原則
① 労働安全衛生法	(a)健康診断の受診・	全ての情報をその	① 労働安全衛生法	(a)健康診断の受診・	全ての情報をそ
令に基づき事業者	未受診の情報	取扱いの目的の達成	令に基づき事業者	未受診の情報	取扱いの目的の達
が直接取り扱うこ	(b)長時間労働者に	に必要な範囲を踏ま	が直接取り扱うこ	(b)長時間労働者に	に必要な範囲を踏
ととされており、労	よる面接指導の申	えて、事業者等が取り	ととされており、労	よる面接指導の申	えて、事業者等が取
働安全衛生法令に	出の有無	扱う必要がある。	働安全衛生法令に	出の有無	扱う必要がある。
定める義務を履行	(c) ストレスチェッ	ただし、それらに付	定める義務を履行	(c) ストレスチェッ	ただし、それらに
するために、事業者	クの結果、高ストレ	随する健康診断の結	するために、事業者	クの結果、高ストレ	随する健康診断の
が必ず取り扱わな	スと判定された者	果等の心身の状態の	が必ず取り扱わな	スと判定された者	果等の心身の状態
ければならない心	による面接指導の	情報については、②の	ければならない心	による面接指導の	情報については、②
身の状態の情報	申出の有無	取扱いの原則に従っ	身の状態の情報	申出の有無	取扱いの原則に従
	(d)健康診断の事後	て取り扱う必要があ		(d)健康診断の事後	て取り扱う必要が
	措置について医師	る。		措置について医師	る。
	から聴取した意見			から聴取した意見	
	(e)長時間労働者に			(e)長時間労働者に	
	対する面接指導の		The second second	対する面接指導の	
	事後措置について			事後措置について	
	医師から聴取した			医師から聴取した	
	意見			意見	
	(f) ストレスチェッ	2		(f) ストレスチェッ	
	クの結果、高ストレ			クの結果、高ストレ	
	スと判定された者			スと判定された者	
	に対する面接指導			に対する面接指導	
	の事後措置につい			の事後措置につい	
	て医師から聴取し			て医師から聴取し	
	た意見			た意見	
② 労働安全衛生法	(a)健康診断の結果	事業者等は、当該情報	② 労働安全衛生法	(a)健康診断の結果	事業者等は、当該情
令に基づき事業者	(法定の項目)	の取扱いの目的の達	令に基づき事業者	(法定の項目)	の取扱いの目的の
が労働者本人の同	(b)健康診断の再検	成に必要な範囲を踏	が労働者本人の同	(b)健康診断の再検	成に必要な範囲を

			_			
意を得ずに収集す	査の結果(法定の項	まえて、取り扱うこと		意を得ずに収集す	査の結果(法定の項	まえて、取り扱うこと
ることが可能であ	目と同一のものに	が適切である。そのた		ることが可能であ	目と同一のものに	が適切である。そのた
るが、事業場ごとの	限る。)	め、事業場の状況に応		るが、事業場ごとの	限る。)	め、事業場の状況に応
取扱規程により事	(c)長時間労働者に	じて、		取扱規程により事	(c)長時間労働者に	じて、
業者等の内部にお	対する面接指導の	・情報を取り扱う者を		業者等の内部にお	対する面接指導の	・情報を取り扱う者を
ける適正な取扱い	結果	制限する		ける適正な取扱い	結果	制限する
を定めて運用する	(d) ストレスチェッ	・情報を加工する		を定めて運用する	(d) ストレスチェッ	・情報を加工する
ことが適当である	クの結果、高ストレ	等、事業者等の内部に		ことが適当である	クの結果、高ストレ	等、事業者等の内部に
心身の状態の情報	スと判定された者	おける適切な取扱い		心身の状態の情報	スと判定された者	おける適切な取扱い
	に対する面接指導	を取扱規程に定め、ま			に対する面接指導	を取扱規程に定め、ま
	の結果	た、当該取扱いの目的			の結果	た、当該取扱いの目的
		及び方法等について				及び方法等について
		労働者が十分に認識				労働者が十分に認識
		できるよう、丁寧な説				できるよう、丁寧な説
		明を行う等の当該取	14			明を行う等の当該取
		扱いに対する労働者				扱いに対する労働者
		の納得性を高める措				の納得性を高める措
		置を講じた上で、取扱				置を講じた上で、取扱
		規程を運用する必要				規程を運用する必要
		がある。				がある。
③ 労働安全衛生法	(a)健康診断の結果	個人情報の保護に		③ 労働安全衛生法	(a)健康診断の結果	個人情報の保護に
令において事業者	(法定外項目)	関する法律に基づく		令において事業者	(法定外項目)	関する法律に基づく
が直接取り扱うこ	(b)保健指導の結果			が直接取り扱うこ	(b)保健指導の結果	適切な取扱いを確保
とについて規定さ	(c)健康診断の再検	するため、事業場ごと		とについて規定さ	(c)健康診断の再検	するため、事業場ごと
れていないため、あ	査の結果(法定の項			れていないため、あ	査の結果(法定の項	の取扱規程に則った
らかじめ労働者本	目と同一のものを	. ,		らかじめ労働者本	目と同一のものを	対応を講じる必要が
人の同意を得るこ	除く。)	ある。		人の同意を得るこ	除く。)	ある。
とが必要であり、事	(d)健康診断の精密			とが必要であり、事	(d)健康診断の精密	
業場ごとの取扱規	検査の結果			業場ごとの取扱規	検査の結果	

程により事業者等の内部における適正な取扱いを定めて運用することが必要である心身の状態の情報

- (e)健康相談の結果
- (f) がん検診の結果
- (g)職場復帰のため の面接指導の結果
- (h)治療と仕事の両 立支援等のための 医師の意見書
- (i) 通院状況等疾病 管理のための情報
- ※ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)第27条第3項及び健康保険法(大正11年法律第70号)第150条第2項その他の医療保険各法の規定において、医療保険者は、事業者に対し、健康診断の結果(高確法第27条第3項の規定に基づく場合は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。)第2条各号に掲げる項目に関する記録の写しに限り、また、健康保険法その他の医療保険各法の規定に基づく場合は、実施基準第2条各号に掲げる項目に関する記録の写しその他健康保険法第150条第1項等の規定により被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって医療保険者が必要と認める情報に限る。)の提供を求めることができることとされている。このため、事業者は、これらの規定に基づく医療保険者の求めに応じて健康診断の結果を提供する場合は、労働者本人の同意を得ずに提供することができる。

③の心身の状態の情報について、「あらかじめ労働者本人の同意を得ることが必要」としているが、個人情報の保護に関する法律第20条第2項各号に該当する場合は、あらかじめ労働者本人の同意は不要である。また、労働者本人が自発的に事業者に提出した心身の状態の情報については、「あらかじめ労働者本人の同意」を得たものと解されるが、当該情報について事業者等が医療機関等に直接問い合わせる場合には、別途、労働者本人の同意を得る必要がある。

程により事業者等の内部における適正な取扱いを定めて運用することが必要である心身の状態の情報

- (e)健康相談の結果
- (f) がん検診の結果
- (g)職場復帰のため の面接指導の結果
- (h) 治療と仕事の両 立支援等のための 医師の意見書
- (i) 通院状況等疾病 管理のための情報
- ※ ②の心身の状態の情報について、労働安全衛生法令に基づき行われた 健康診断の結果のうち、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する 基準(平成19年厚生労働省令第157号)第2条各号に掲げる項目につ いては、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第 27条第3項の規定により、事業者は保険者の求めに応じて健康診断の 結果を提供しなければならないこととされているため、労働者本人の同 意を得ずに事業者から保険者に提供できる。

③の心身の状態の情報について、「あらかじめ労働者本人の同意を得ることが必要」としているが、個人情報の保護に関する法律第17条第2項各号に該当する場合は、あらかじめ労働者本人の同意は不要である。また、労働者本人が自発的に事業者に提出した心身の状態の情報については、「あらかじめ労働者本人の同意」を得たものと解されるが、当該情報について事業者等が医療機関等に直接問い合わせる場合には、別途、労働者本人の同意を得る必要がある。

(10) 小規模事業場における取扱い

小規模事業場においては、産業保健業務従事者の配置が不十分である 等、(9)の原則に基づいた十分な措置を講じるための体制を整備することが困難な場合にも、事業場の体制に応じて合理的な措置を講じることが必要である。

この場合、事業場ごとに心身の状態の情報の取扱いの目的の達成に必要な範囲で取扱規程を定めるとともに、特に、(9)の表の②に該当する心身の状態の情報の取扱いについては、衛生推進者を選任している場合は、衛生推進者に取り扱わせる方法や、取扱規程に基づき適切に取り扱うことを条件に、取り扱う心身の状態の情報を制限せずに事業者自らが直接取り扱う方法等が考えられる。

3 心身の状態の情報の適正管理

(1) 心身の状態の情報の適正管理のための規程

心身の状態の情報の適正管理のために事業者が講ずべき措置としては以下のものが挙げられる。これらの措置は個人情報の保護に関する法律において規定されているものであり、事業場ごとの実情を考慮して、適切に運用する必要がある。

- ① 心身の状態の情報を必要な範囲において正確・最新に保つための措置
- ② 心身の状態の情報の漏えい、減失、改ざん等の防止のための措置(心身の状態の情報の取扱いに係る組織的体制の整備、正当な権限を有しない者からのアクセス防止のための措置等)
- ③ 保管の必要がなくなった心身の状態の情報の適切な消去等 このため、心身の状態の情報の適正管理に係る措置については、これら の事項を踏まえ、事業場ごとに取扱規程に定める必要がある。

なお、特に心身の状態の情報の適正管理については、企業や事業場ごと の体制、整備等を個別に勘案し、その運用の一部又は全部を本社事業場に おいて一括して行うことも考えられる。

(2) 心身の状態の情報の開示等

労働者が有する、本人に関する心身の状態の情報の開示や必要な訂正

(10) 小規模事業場における取扱い

小規模事業場においては、産業保健業務従事者の配置が不十分である 等、(9)の原則に基づいた十分な措置を講じるための体制を整備するこ とが困難な場合にも、事業場の体制に応じて合理的な措置を講じることが 必要である。

この場合、事業場ごとに心身の状態の情報の取扱いの目的の達成に必要な範囲で取扱規程を定めるとともに、特に、(9)の表の②に該当する心身の状態の情報の取扱いについては、衛生推進者を選任している場合は、衛生推進者に取り扱わせる方法や、取扱規程に基づき適切に取り扱うことを条件に、取り扱う心身の状態の情報を制限せずに事業者自らが直接取り扱う方法等が考えられる。

3 心身の状態の情報の適正管理

(1) 心身の状態の情報の適正管理のための規程

心身の状態の情報の適正管理のために事業者が講ずべき措置としては以下のものが挙げられる。これらの措置は個人情報の保護に関する法律において規定されているものであり、事業場ごとの実情を考慮して、適切に運用する必要がある。

- ① 心身の状態の情報を必要な範囲において正確・最新に保つための措置
- ② 心身の状態の情報の漏えい、減失、改ざん等の防止のための措置(心身の状態の情報の取扱いに係る組織的体制の整備、正当な権限を有しない者からのアクセス防止のための措置等)
- ③ 保管の必要がなくなった心身の状態の情報の適切な消去等 このため、心身の状態の情報の適正管理に係る措置については、これらの事項を踏まえ、事業場ごとに取扱規程に定める必要がある。

なお、特に心身の状態の情報の適正管理については、企業や事業場ごとの体制、整備等を個別に勘案し、その運用の一部又は全部を本社事業場において一括して行うことも考えられる。

(2) 心身の状態の情報の開示等

労働者が有する、本人に関する心身の状態の情報の開示や必要な訂正

等、使用停止等を事業者に請求する権利についても、ほとんどの心身の状態の情報が、機密性が高い情報であることに鑑みて適切に対応する必要がある。

(3) 小規模事業場における留意事項

小規模事業者においては、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」(平成28年個人情報保護委員会告示第6号)の「10(別添)講ずべき安全管理措置の内容」も参照しつつ、取り扱う心身の状態の情報の数量及び心身の状態の情報を取り扱う労働者数が一定程度にとどまること等を踏まえ、円滑にその義務を履行し得るような手法とすることが適当である。

4 定義

本指針において、以下に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

① 心身の状態の情報

事業場で取り扱う心身の状態の情報は、労働安全衛生法第66条第1項に基づく健康診断等の健康確保措置や任意に行う労働者の健康管理活動を通じて得た情報であり、このうち個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する「要配慮個人情報」に該当するものについては、「雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について」(平成29年5月29日付け基発0529第3号)の「健康情報」と同義である。

なお、その分類は2(9)の表の左欄に、その例示は同表の中欄にそれ ぞれ掲げるとおりである。

② 心身の状態の情報の取扱い

心身の状態の情報に係る収集から保管、使用(第三者提供を含む。)、消去までの一連の措置をいう。なお、本指針における「使用」は、個人情報の保護に関する法律における「利用」に該当する。

③ 心身の状態の情報の適正管理 心身の状態の情報の「保管」のうち、事業者等が取り扱う心身の状態の

等、使用停止等を事業者に請求する権利についても、ほとんどの心身の状態の情報が、機密性が高い情報であることに鑑みて適切に対応する必要がある。

(3) 小規模事業場における留意事項

小規模事業者においては、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」(平成28年個人情報保護委員会告示第6号)の「8 (別添)講ずべき安全管理措置の内容」も参照しつつ、取り扱う心身の状態の情報の数量及び心身の状態の情報を取り扱う労働者数が一定程度にとどまること等を踏まえ、円滑にその義務を履行し得るような手法とすることが適当である。

4 定義

本指針において、以下に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

① 心身の状態の情報

事業場で取り扱う心身の状態の情報は、労働安全衛生法第66条第1項に基づく健康診断等の健康確保措置や任意に行う労働者の健康管理活動を通じて得た情報であり、このうち個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する「要配慮個人情報」に該当するものについては、「雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について」(平成29年5月29日付け基発0529第3号)の「健康情報」と同義である。

なお、その分類は2 (9) の表の左欄に、その例示は同表の中欄にそれ ぞれ掲げるとおりである。

② 心身の状態の情報の取扱い

心身の状態の情報に係る収集から保管、使用(第三者提供を含む。)、消去までの一連の措置をいう。なお、本指針における「使用」は、個人情報の保護に関する法律における「利用」に該当する。

③ 心身の状態の情報の適正管理 心身の状態の情報の「保管」のうち、事業者等が取り扱う心身の状態の

情報の適正な管理に当たって事業者が講ずる措置をいう。

④ 心身の状態の情報の加工

心身の状態の情報の他者への提供に当たり、提供する情報の内容を健康 診断の結果等の記録自体ではなく、所見の有無や検査結果を踏まえた就業 上の措置に係る医師の意見に置き換えるなど、心身の状態の情報の取扱い の目的の達成に必要な範囲内で使用されるように変換することをいう。

⑤ 事業者等

労働安全衛生法に定める事業者(法人企業であれば当該法人、個人企業であれば事業経営主を指す。)に加え、事業者が行う労働者の健康確保措置の実施や事業者が負う民事上の安全配慮義務の履行のために、心身の状態の情報を取り扱う人事に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者、産業保健業務従事者及び管理監督者等を含む。

なお、2 (3) ②における「心身の状態の情報を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う心身の状態の情報の範囲」とは、これらの者ごとの権限等を指す。

⑥ 医療職種

医師、保健師等、法律において、業務上知り得た人の秘密について守秘 義務規定が設けられている職種をいう。

⑦ 産業保健業務従事者

医療職種や衛生管理者その他の労働者の健康管理に関する業務に従事する者をいう。

情報の適正な管理に当たって事業者が講ずる措置をいう。

④ 心身の状態の情報の加工

心身の状態の情報の他者への提供に当たり、提供する情報の内容を健康 診断の結果等の記録自体ではなく、所見の有無や検査結果を踏まえた就業 上の措置に係る医師の意見に置き換えるなど、心身の状態の情報の取扱い の目的の達成に必要な範囲内で使用されるように変換することをいう。

⑤ 事業者等

労働安全衛生法に定める事業者(法人企業であれば当該法人、個人企業であれば事業経営主を指す。)に加え、事業者が行う労働者の健康確保措置の実施や事業者が負う民事上の安全配慮義務の履行のために、心身の状態の情報を取り扱う人事に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者、産業保健業務従事者及び管理監督者等を含む。

なお、2 (3) ②における「心身の状態の情報を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う心身の状態の情報の範囲」とは、これらの者ごとの権限等を指す。

⑥ 医療職種

医師、保健師等、法律において、業務上知り得た人の秘密について守秘 義務規定が設けられている職種をいう。

⑦ 産業保健業務従事者

医療職種や衛生管理者その他の労働者の健康管理に関する業務に従事する者をいう。

労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する 指針

平成30年9月7日 労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い指針公示第1号 改正 令和4年3月31日 労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱い指針公示第2号

1 趣旨・総論

事業者が、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)に基づき実施する健康診断等の健康を確保するための措置(以下「健康確保措置」という。)や任意に行う労働者の健康管理活動を通じて得た労働者の心身の状態に関する情報(以下「心身の状態の情報」という。)については、そのほとんどが個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第 2 条第 3 項に規定する「要配慮個人情報」に該当する機微な情報である。そのため、事業場において、労働者が雇用管理において自身にとって不利益な取扱いを受けるという不安を抱くことなく、安心して産業医等による健康相談等を受けられるようにするとともに、事業者が必要な心身の状態の情報を収集して、労働者の健康確保措置を十全に行えるようにするためには、関係法令に則った上で、心身の状態の情報が適切に取り扱われることが必要であることから、事業者が、当該事業場における心身の状態の情報の適正な取扱いのための規程(以下「取扱規程」という。)を策定することによる当該取扱いの明確化が必要である。こうした背景の下、労働安全衛生法第 104 条第 3 項及びじん肺法(昭和 35 年法律第 30 号)第 35 条の 3 第 3 項に基づき公表する本指針は、心身の状態の情報の取扱いに関する原則を明らかにしつつ、事業者が策定すべき取扱規程の内容、策定の方法、運用等について定めたものである。

その上で、取扱規程については、健康確保措置に必要な心身の状態の情報の範囲が労働者の業務内容等によって異なり、また、事業場の状況に応じて適切に運用されることが重要であることから、本指針に示す原則を踏まえて、事業場ごとに衛生委員会又は安全衛生委員会(以下「衛生委員会等」という。)を活用して労使関与の下で、その内容を検討して定め、その運用を図る必要がある。

なお、本指針に示す内容は、事業場における心身の状態の情報の取扱いに関する原則である。このため、事業者は、当該事業場の状況に応じて、心身の状態の情報が適切に取り扱われるようその趣旨を踏まえつつ、本指針に示す内容とは異なる取扱いを行うことも可能である。しかしながら、その場合は、労働者に、当該事業場における心身の状態の情報を取り扱う方法及び当該取扱いを採用する理由を説明した上で行う必要がある。

- 2 心身の状態の情報の取扱いに関する原則
- (1) 心身の状態の情報を取り扱う目的

事業者が心身の状態の情報を取り扱う目的は、労働者の健康確保措置の実施や事業者が負う民事上の安全配慮義務の履行であり、そのために必要な心身の状態の情報を適正に収集し、活用する必要がある。

一方、労働者の個人情報を保護する観点から、現行制度においては、事業者が心身の状態の情報を取り扱えるのは、労働安全衛生法令及びその他の法令に基づく場合や本人が同意している場合のほか、労働者の生命、身体の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき等とされているので、上記の目的に即して、適正に取り扱われる必要がある。

(2) 取扱規程を定める目的

心身の状態の情報が、労働者の健康確保措置の実施や事業者が負う民事上の安全配 慮義務の履行の目的の範囲内で適正に使用され、事業者による労働者の健康確保措置 が十全に行われるよう、事業者は、当該事業場における取扱規程を定め、労使で共有 することが必要である。

(3) 取扱規程に定めるべき事項

取扱規程に定めるべき事項は、具体的には以下のものが考えられる。

- ① 心身の状態の情報を取り扱う目的及び取扱方法
- ② 心身の状態の情報を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う心身の状態の情報の範囲
- ③ 心身の状態の情報を取り扱う目的等の通知方法及び本人同意の取得方法
- ④ 心身の状態の情報の適正管理の方法
- ⑤ 心身の状態の情報の開示、訂正等(追加及び削除を含む。以下同じ。)及び使用停止等(消去及び第三者への提供の停止を含む。以下同じ。)の方法
- ⑥ 心身の状態の情報の第三者提供の方法
- ⑦ 事業承継、組織変更に伴う心身の状態の情報の引継ぎに関する事項
- ⑧ 心身の状態の情報の取扱いに関する苦情の処理
- ⑨ 取扱規程の労働者への周知の方法

なお、②については、個々の事業場における心身の状態の情報を取り扱う目的や取り扱う体制等の状況に応じて、部署や職種ごとに、その権限及び取り扱う心身の状態の情報の範囲等を定めることが適切である。

(4) 取扱規程の策定の方法

事業者は、取扱規程の策定に当たっては、衛生委員会等を活用して労使関与の下で検討し、策定したものを労働者と共有することが必要である。この共有の方法については、就業規則その他の社内規程等により定め、当該文書を常時作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付ける、イントラネットに掲載を行う等の方法により周知する

ことが考えられる。

なお、衛生委員会等を設置する義務がない常時 50 人未満の労働者を使用する事業場 (以下「小規模事業場」という。)においては、事業者は、必要に応じて労働安全衛生 規則(昭和 47 年労働省令第 32 号)第 23 条の 2 に定める関係労働者の意見を聴く機会 を活用する等により、労働者の意見を聴いた上で取扱規程を策定し、労働者と共有す ることが必要である。

また、取扱規程を検討又は策定する単位については、当該企業及び事業場の実情を 踏まえ、事業場単位ではなく、企業単位とすることも考えられる。

(5) 心身の状態の情報の適正な取扱いのための体制の整備

心身の状態の情報の取扱いに当たっては、情報を適切に管理するための組織面、技術面等での措置を講じることが必要である。

(9) の表の右欄に掲げる心身の状態の情報の取扱いの原則のうち、特に心身の状態の情報の加工に係るものについては、主に、医療職種を配置している事業場での実施を想定しているものである。

なお、健康診断の結果等の記録については、事業者の責任の下で、健康診断を実施 した医療機関等と連携して加工や保存を行うことも考えられるが、その場合において も、取扱規程においてその取扱いを定めた上で、健康確保措置を講じるために必要な 心身の状態の情報は、事業者等が把握し得る状態に置く等の対応が必要である。

(6) 心身の状態の情報の収集に際しての本人同意の取得

(9) の表の①及び②に分類される、労働安全衛生法令において労働者本人の同意を得なくても収集することのできる心身の状態の情報であっても、取り扱う目的及び取扱方法等について、労働者に周知した上で収集することが必要である。また、(9) の表の②に分類される心身の状態の情報を事業者等が収集する際には、取り扱う目的及び取扱方法等について労働者の十分な理解を得ることが望ましく、取扱規程に定めた上で、例えば、健康診断の事業者等からの受診案内等にあらかじめ記載する等の方法により労働者に通知することが考えられる。さらに、(9) の表の③に分類される心身の状態の情報を事業者等が収集する際には、個人情報の保護に関する法律第 20 条第 2 項に基づき、労働者本人の同意を得なければならない。

(7) 取扱規程の運用

事業者は、取扱規程について、心身の状態の情報を取り扱う者等の関係者に教育し、 その運用が適切に行われるようにするとともに、適宜、その運用状況を確認し、取扱 規程の見直し等の措置を行うことが必要である。

取扱規程の運用が適切に行われていないことが明らかになった場合は、事業者は労働者にその旨を説明するとともに、再発防止に取り組むことが必要である。

(8) 労働者に対する不利益な取扱いの防止

事業者は、心身の状態の情報の取扱いに労働者が同意しないことを理由として、又は、労働者の健康確保措置及び民事上の安全配慮義務の履行に必要な範囲を超えて、 当該労働者に対して不利益な取扱いを行うことはあってはならない。

以下に掲げる不利益な取扱いを行うことは、一般的に合理的なものとはいえないので、事業者は、原則としてこれを行ってはならない。なお、不利益な取扱いの理由が以下に掲げるもの以外のものであったとしても、実質的に以下に掲げるものに該当する場合には、当該不利益な取扱いについても、行ってはならない。

- ① 心身の状態の情報に基づく就業上の措置の実施に当たり、例えば、健康診断後に 医師の意見を聴取する等の労働安全衛生法令上求められる適切な手順に従わないな ど、不利益な取扱いを行うこと。
- ② 心身の状態の情報に基づく就業上の措置の実施に当たり、当該措置の内容・程度が聴取した医師の意見と著しく異なる等、医師の意見を勘案し必要と認められる範囲内となっていないもの又は労働者の実情が考慮されていないもの等の労働安全衛生法令上求められる要件を満たさない内容の不利益な取扱いを行うこと。
- ③ 心身の状態の情報の取扱いに労働者が同意しないことや心身の状態の情報の内容を理由として、以下の措置を行うこと。
 - (a) 解雇すること
 - (b) 期間を定めて雇用される者について契約の更新をしないこと
 - (c)退職勧奨を行うこと
 - (d) 不当な動機・目的をもってなされたと判断されるような配置転換又は職位 (役職)の変更を命じること
 - (e) その他労働契約法等の労働関係法令に違反する措置を講じること
- (9) 心身の状態の情報の取扱いの原則(情報の性質による分類)

心身の状態の情報の取扱いを担当する者及びその権限並びに取り扱う心身の状態の情報の範囲等の、事業場における取扱いの原則について、労働安全衛生法令及び心身の状態の情報の取扱いに関する規定がある関係法令の整理を踏まえて分類すると、次の表のとおりとなる。

心身の状態の情報	左欄の分類に該当する心身の状	心身の状態の情報の取扱	
の分類	態の情報の例	いの原則	
① 労働安全衛生	(a)健康診断の受診・未受診	全ての情報をその取扱	
法令に基づき事	の情報	いの目的の達成に必要な	
業者が直接取り	(b) 長時間労働者による面接	範囲を踏まえて、事業者	
扱うこととされ	指導の申出の有無	等が取り扱う必要があ	

- (c) ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された者による面接指導の申出の有無
- (d)健康診断の事後措置について医師から聴取した意見
- (e) 長時間労働者に対する面 接指導の事後措置について 医師から聴取した意見
- (f) ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された者に対する面接指導の事後措置について医師から聴取した意見

る。

ただし、それらに付随 する健康診断の結果等の 心身の状態の情報につい ては、②の取扱いの原則 に従って取り扱う必要が ある。

- ② 法業人にががのり部なてが身が令者の収可、取事に取運適の倒をが同集能業規者けいすで態を基労意すで場程等るをるあ情であるのではないがのの適定こる報生事本ずとるとよ内正めと心
- (a)健康診断の結果(法定の 項目)
- (b)健康診断の再検査の結果 (法定の項目と同一のもの に限る。)
- (c) 長時間労働者に対する面接指導の結果
- (d) ストレスチェックの結果、高ストレスと判定された者に対する面接指導の結果

事業者等は、当該情報 の取扱いの目的の達成に 必要な範囲を踏まえて、 取り扱うことが適切であ る。そのため、事業場の 状況に応じて、

- ・情報を取り扱う者を制限する
- ・情報を加工する

- (3) 労働安全衛生 法令において事 業者が直接取り 扱うことについ て規定されてい ないため、あら かじめ労働者本 人の同意を得る ことが必要であ り、事業場ごと の取扱規程によ り事業者等の内 部における適正 な取扱いを定め て運用すること が必要である心 身の状態の情報
- (a)健康診断の結果(法定外項目)
- (b) 保健指導の結果
- (c)健康診断の再検査の結果 (法定の項目と同一のもの を除く。)
- (d)健康診断の精密検査の結果
- (e)健康相談の結果
- (f) がん検診の結果
- (g)職場復帰のための面接指 導の結果
- (h)治療と仕事の両立支援等 のための医師の意見書
- (i) 通院状況等疾病管理のための情報

個人情報の保護に関する法律に基づく適切な取扱いを確保するため、事業場ごとの取扱規程に則った対応を講じる必要がある。

- ※ 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。)第27条第3項及び健康保険法(大正11年法律第70号)第150条第2項その他の医療保険各法の規定において、医療保険者は、事業者に対し、健康診断の結果(高確法第27条第3項の規定に基づく場合は、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準(平成19年厚生労働省令第157号。以下「実施基準」という。)第2条各号に掲げる項目に関する記録の写しに限り、また、健康保険法その他の医療保険各法の規定に基づく場合は、実施基準第2条各号に掲げる項目に関する記録の写しその他健康保険法第150条第1項等の規定により被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって医療保険者が必要と認める情報に限る。)の提供を求めることができることとされている。このため、事業者は、これらの規定に基づく医療保険者の求めに応じて健康診断の結果を提供する場合は、労働者本人の同意を得ずに提供することができる。
 - ③の心身の状態の情報について、「あらかじめ労働者本人の同意を得ることが必要」としているが、個人情報の保護に関する法律第20条第2項各号に該当する場合は、あらかじめ労働者本人の同意は不要である。また、労働者本人が自発的に事業者に提出した心身の状態の情報については、「あらかじめ労働者本人の同意」を得たものと解されるが、当該情報について事業者等が医療機関等に直接問い合

わせる場合には、別途、労働者本人の同意を得る必要がある。

(10) 小規模事業場における取扱い

小規模事業場においては、産業保健業務従事者の配置が不十分である等、(9)の原則に基づいた十分な措置を講じるための体制を整備することが困難な場合にも、事業場の体制に応じて合理的な措置を講じることが必要である。

この場合、事業場ごとに心身の状態の情報の取扱いの目的の達成に必要な範囲で取扱規程を定めるとともに、特に、(9)の表の②に該当する心身の状態の情報の取扱いについては、衛生推進者を選任している場合は、衛生推進者に取り扱わせる方法や、取扱規程に基づき適切に取り扱うことを条件に、取り扱う心身の状態の情報を制限せずに事業者自らが直接取り扱う方法等が考えられる。

3 心身の状態の情報の適正管理

(1) 心身の状態の情報の適正管理のための規程

心身の状態の情報の適正管理のために事業者が講ずべき措置としては以下のものが 挙げられる。これらの措置は個人情報の保護に関する法律において規定されているも のであり、事業場ごとの実情を考慮して、適切に運用する必要がある。

- ① 心身の状態の情報を必要な範囲において正確・最新に保つための措置
- ② 心身の状態の情報の漏えい、減失、改ざん等の防止のための措置(心身の状態の情報の取扱いに係る組織的体制の整備、正当な権限を有しない者からのアクセス防止のための措置等)
- ③ 保管の必要がなくなった心身の状態の情報の適切な消去等

このため、心身の状態の情報の適正管理に係る措置については、これらの事項を踏まえ、事業場ごとに取扱規程に定める必要がある。

なお、特に心身の状態の情報の適正管理については、企業や事業場ごとの体制、整備等を個別に勘案し、その運用の一部又は全部を本社事業場において一括して行うことも考えられる。

(2) 心身の状態の情報の開示等

労働者が有する、本人に関する心身の状態の情報の開示や必要な訂正等、使用停止等を事業者に請求する権利についても、ほとんどの心身の状態の情報が、機密性が高い情報であることに鑑みて適切に対応する必要がある。

(3) 小規模事業場における留意事項

小規模事業者においては、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン (通則編)」(平成 28 年個人情報保護委員会告示第6号)の「10(別添)講ずべき安全 管理措置の内容」も参照しつつ、取り扱う心身の状態の情報の数量及び心身の状態の 情報を取り扱う労働者数が一定程度にとどまること等を踏まえ、円滑にその義務を履行し得るような手法とすることが適当である。

4 定義

本指針において、以下に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

① 心身の状態の情報

事業場で取り扱う心身の状態の情報は、労働安全衛生法第 66 条第1項に基づく健康診断等の健康確保措置や任意に行う労働者の健康管理活動を通じて得た情報であり、このうち個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する「要配慮個人情報」に該当するものについては、「雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項について」(平成29年5月29日付け基発0529第3号)の「健康情報」と同義である。

なお、その分類は2(9)の表の左欄に、その例示は同表の中欄にそれぞれ掲げる とおりである。

② 心身の状態の情報の取扱い

心身の状態の情報に係る収集から保管、使用(第三者提供を含む。)、消去までの一連の措置をいう。なお、本指針における「使用」は、個人情報の保護に関する法律における「利用」に該当する。

③ 心身の状態の情報の適正管理

心身の状態の情報の「保管」のうち、事業者等が取り扱う心身の状態の情報の適正 な管理に当たって事業者が講ずる措置をいう。

④ 心身の状態の情報の加工

心身の状態の情報の他者への提供に当たり、提供する情報の内容を健康診断の結果 等の記録自体ではなく、所見の有無や検査結果を踏まえた就業上の措置に係る医師の 意見に置き換えるなど、心身の状態の情報の取扱いの目的の達成に必要な範囲内で使 用されるように変換することをいう。

⑤ 事業者等

労働安全衛生法に定める事業者(法人企業であれば当該法人、個人企業であれば事業経営主を指す。)に加え、事業者が行う労働者の健康確保措置の実施や事業者が負う民事上の安全配慮義務の履行のために、心身の状態の情報を取り扱う人事に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者、産業保健業務従事者及び管理監督者等を含む。

なお、2(3)②における「心身の状態の情報を取り扱う者及びその権限並びに取り扱う心身の状態の情報の範囲」とは、これらの者ごとの権限等を指す。

⑥ 医療職種

医師、保健師等、法律において、業務上知り得た人の秘密について守秘義務規定が 設けられている職種をいう。

⑦ 産業保健業務従事者

医療職種や衛生管理者その他の労働者の健康管理に関する業務に従事する者をいう。